



国としても、被災地の介護人材確保を支援しています。
※この事業は国（厚生労働省・復興庁）の「被災地における福祉・介護人材確保事業」を、福島県社会福祉協議会が実施主体となって行うものです。

（（ 避難解除区域へ帰還する方へ ふるさとに戻って介護職員として働きませんか ））

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金のご案内

ふくしまで、咲こう。

避難解除区域※の復興のために「介護の力」が必要です。

2011年の東日本大震災で、福島県相双地域は甚大な被害を受けました。特に原発事故による避難指示が解除された地域では、今なお介護職員の数が不足しており、十分なサービスを提供できていないのが現状です。

地域住民が安心して生活できる環境をつくるためには、介護サービスの充実が欠かせません。避難解除区域に戻って、ふるさとの復興の支えになりたいと思っている方は、ぜひあなたの力を介護の現場で活かしてください。

ふるさとの未来の扉と一緒に開いてみませんか。そして、介護職の「やりがい」を、あなたのふるさとで咲かせてください。



※避難解除区域…南相馬市小高区、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯舘村、葛尾村、川内村、川俣町山木屋地区、田村市都路地区のうち避難指示が解除された区域

就職準備金等の貸付制度で、
あなたをバックアップします!!

お気軽にお問い合わせください TEL.024-526-0045

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業

<http://www.f-kaigoshogaku.jp/>

ふくしまで、咲こう。

検索



こちらから
ご覧ください

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111

避難解除区域に帰還して介護職員として働きたい人をバックアップする制度があります

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付制度

貸付対象者

右記の

①～③の要件を
すべて満たす方

① 福島県内に居住している避難指示区域*から避難している方

※南相馬市小高区、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯館村、葛尾村、川内村、川俣町山木屋地区、田村市都路地区

② 避難解除区域*の介護保険施設等に介護職として内定または就職が決定している方

※避難指示区域のうち避難指示が解除された区域

③ 就労後1年以内に所定の研修を受講する方

※無資格の方は、介護職員初任者研修を受講することが貸付の条件となります。

※介護福祉士または介護に関する研修（実務者研修、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級・2級課程など）を修了した方は、所定の研修（1～3日程度）を受講していただくことが貸付の条件となります。

貸付内容（貸付利子は無利子）

■ 就職準備金

※金額により返還免除の要件が変わります

正規職員またはフルタイム勤務の非正規職員

30万円または50万円

■ パートタイム職員

勤務時間が
週20時間以上 **30万円**

勤務時間が
週20時間未満 **15万円**

さらに、次の要件に該当する場合には、就職準備金に加算して借りることができます

● 世帯赴任加算（A・Bのどちらかを選択）

A 扶養家族と一緒に転居する場合……本人分12万5千円 + 家族1名につき5万円

B 扶養家族と別居し単身で転居する場合……20万円

● 自動車輸送費用等加算（A・Bのどちらかを選択）

A 所有する自家用自動車を福島県に輸送する場合……輸送費用20万円以内（実費分）

B 新たに自家用自動車を購入する場合……登録費用20万円以内（実費分）

※登録費用 … 車庫証明費用、自賠責保険料、納車費用、リサイクル費用、下取り費用

■ 研修受講料

15万円以内（実費分）

※介護職員初任者研修等を受講する場合に、
就職準備金とあわせて借りることができます

返還免除について

就職した介護保険施設等での業務従事期間が以下の年数を満たした場合は、**貸付金の返還を免除**します。

■ 就職準備金15万円または30万円（加算金も含む） → **1年間**

■ 就職準備金50万円（加算金も含む） → **2年間**

■ 研修受講料
→ **2年間**



このページは概要を説明したものです。詳しくは、
福島県社会福祉協議会までお問い合わせください。

えふ かいごしょうがく
<http://www.f-kaigoshogaku.jp/>